資料4

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会

こども家庭庁説明資料

こども家庭庁成育局成育環境課

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童対策

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成９年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第６条の３第２項〉：平成10年４月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年４月施行）

【現状】（令和８年５月１日現在：速報値）

○登録児童数　1,602,037人（前年比31,392人増）

○支援の単位数　40,159支援の単位
（前年比 735支援の単位増）

○利用できなかった児童数（待機児童数）　14,713 人
（前年比1,617人減）

※確報値は令和８年中に公表予定

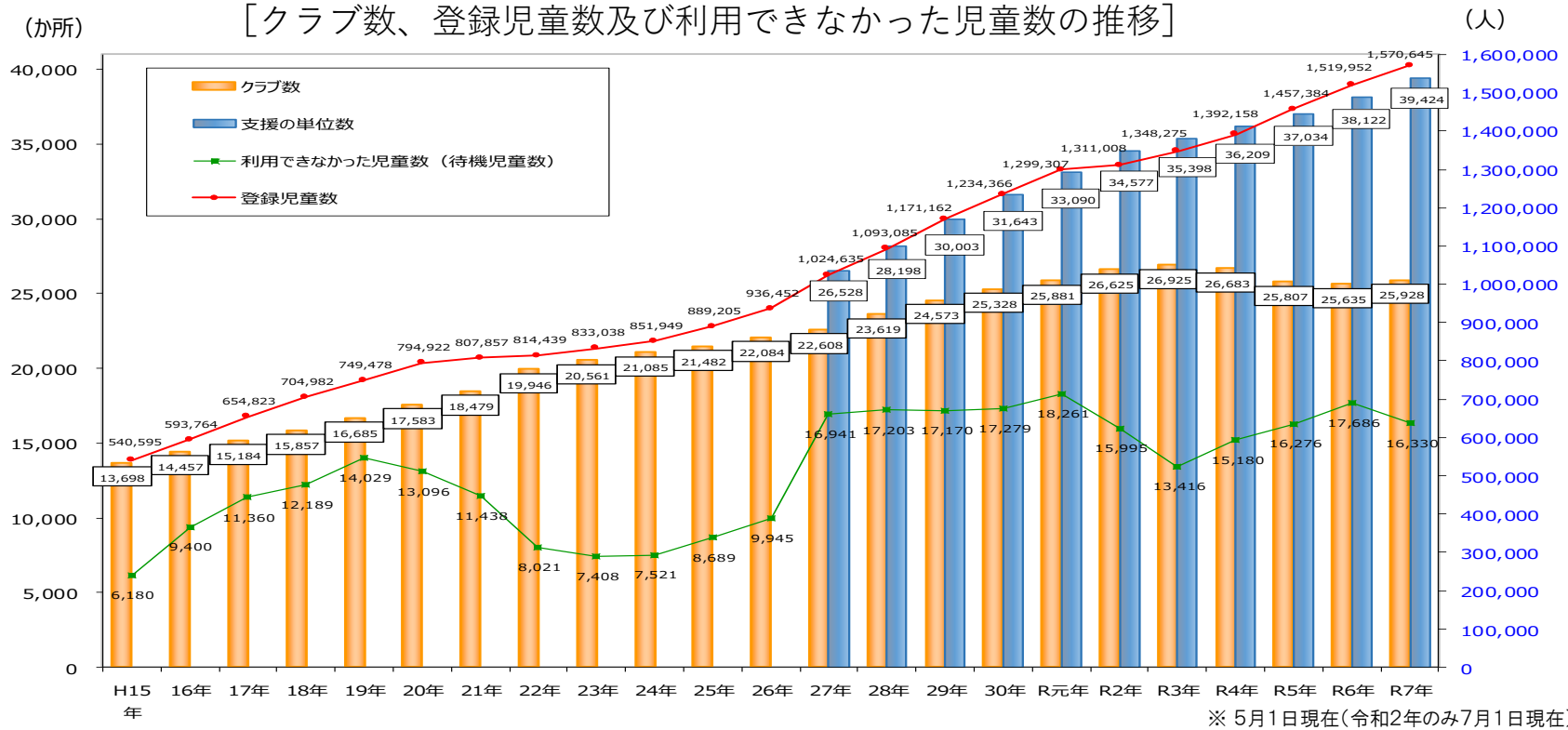
【今後の展開】

○「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に基づき、約152万人の受け皿確保を、できるだけ早期に達成できるよう取り組み、令和７年度に達成。

○ 今後は、登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる**2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す**。

○ こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］



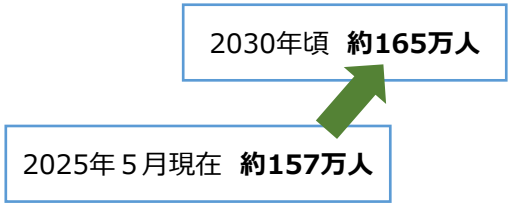
※ 5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）こども家庭庁調査
※ 本調査は平成10年より実施

放課後児童対策パッケージ2026のポイント

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

○ 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。



②受け皿整備の方向性

○ こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。

○ 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。

○ また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

○ 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の３つが重要。
・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

こども家庭庁　文部科学省

放課後児童対策パッケージ2026（令和7年12月）概要

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性
- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

1．放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1）　登録児童　157万人　待機児童　1.6万人
（R7.10.1）登録児童　152万人　待機児童　0.7万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R7補正】
② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
③ 学校施設の積極的な活用
④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
⑥ 保育所等の積極的な活用
⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

① 常勤職員配置の改善
② 職員に対する処遇改善【R8拡充】
③ 職員の確保支援【R8拡充】
④ 平日夜間の人材確保支援
⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R8拡充】
⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
⑧ DX化による職員の業務負担軽減【R7補正】
⑨ シルバー人材センターとの連携
⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【R8拡充】

3）適切な利用調整（マッチング）

① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

① 夏季休業期間中における開所支援
② 児童数の増加による減額措置の猶予【R8拡充】
③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
⑤ 物価高騰等に対する支援【R7補正】

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

① 待機児童が多数発生している自治体への支援
② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)【一部R7補正、R8拡充】
③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【R7補正】
⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部R7補正】

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

① 常勤職員配置の改善(再掲)
② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実
② 性被害防止等への取組【一部R7補正】
③ 事故防止への取組
④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
⑤ 遊びや体験活動の推進
⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2．放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
② 放課後児童対策の施策等の周知

3．その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

① 放課後児童クラブの整備＜165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞
② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞
③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）こども・子育て当事者の意見反映について

※丸数字の下線は、主な新規・拡充・見直し施策

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- 原則、**年間250日以上**開設（要件）
- **遊びや生活の場の提供**（保護者の預かりニーズに対応）
- 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- 共働き家庭など、**保護者が日中家庭にいない児童**が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

- 地域の実情に応じた実施（週１～２日が多い）
- **学習や体験などのプログラム**を実施（**多様な学びの機会の提供**）
- **地域住民ボランティア**等、多様な参画により実施
- **すべての子供**が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- **同一の小学校内等で両事業を実施**し、**児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる**

○○小学校　放課後児童クラブ（毎週月曜日～土曜日開所）

月	15:30～18:30	学校敷地内 専用施設
火		
水		
木		
金		
土	08:30～18:30	
日	実施なし	

○○小学校　放課後子供教室（毎週水曜日、毎月第２、４土曜日開所）

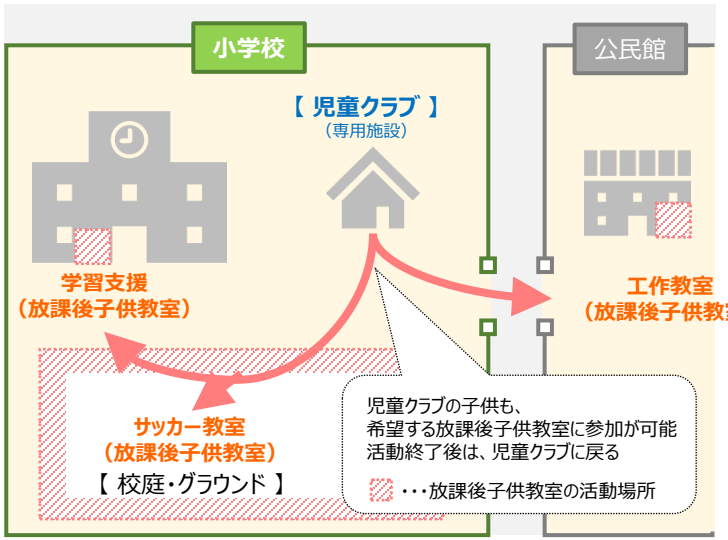
月	実施なし	
火		
水	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木	実施なし	
金		
土	10:00～12:00	公民館 （隣接）
日	実施なし	

クラブの子供も参加

（毎週水曜日）
グラウンドでサッカー教室
余裕教室で学習支援

クラブの子供も参加

（毎月第２・４土曜日）
公民館で工作教室



連　携　型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

（平成２７年３月３１日策定・公表）
令和7年１月22日第一次改正

令和7年1月22日付　こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知

運営指針の構成

○　第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
○　各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第１章　総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則　2. 放課後児童健全育成事業の役割　3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第２章　事業の対象となる子どもの発達

児童期（6～12歳）の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1.こどもの発達と児童期　2.児童期の発達の特徴　3.児童期の発達過程と発達領域　4.児童期の遊びと発達　5.こどもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たってこどもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のあるこどもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容　2. 障害のあるこどもへの対応　3. 特に配慮を必要とするこどもへの対応　4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第４章　放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制　2. こどもの集団の規模　3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項　5. 運営主体
6. 労働環境整備　7. 適正な会計管理及び情報公開

第５章　学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校等との連携　2. 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携　3. 地域、関係機関との連携　4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備　2. 衛生管理及び安全対策

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

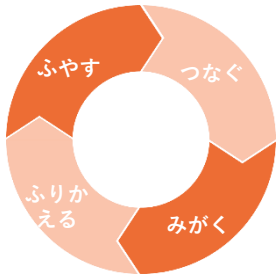
運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応　3. 事業内容向上への取り組み

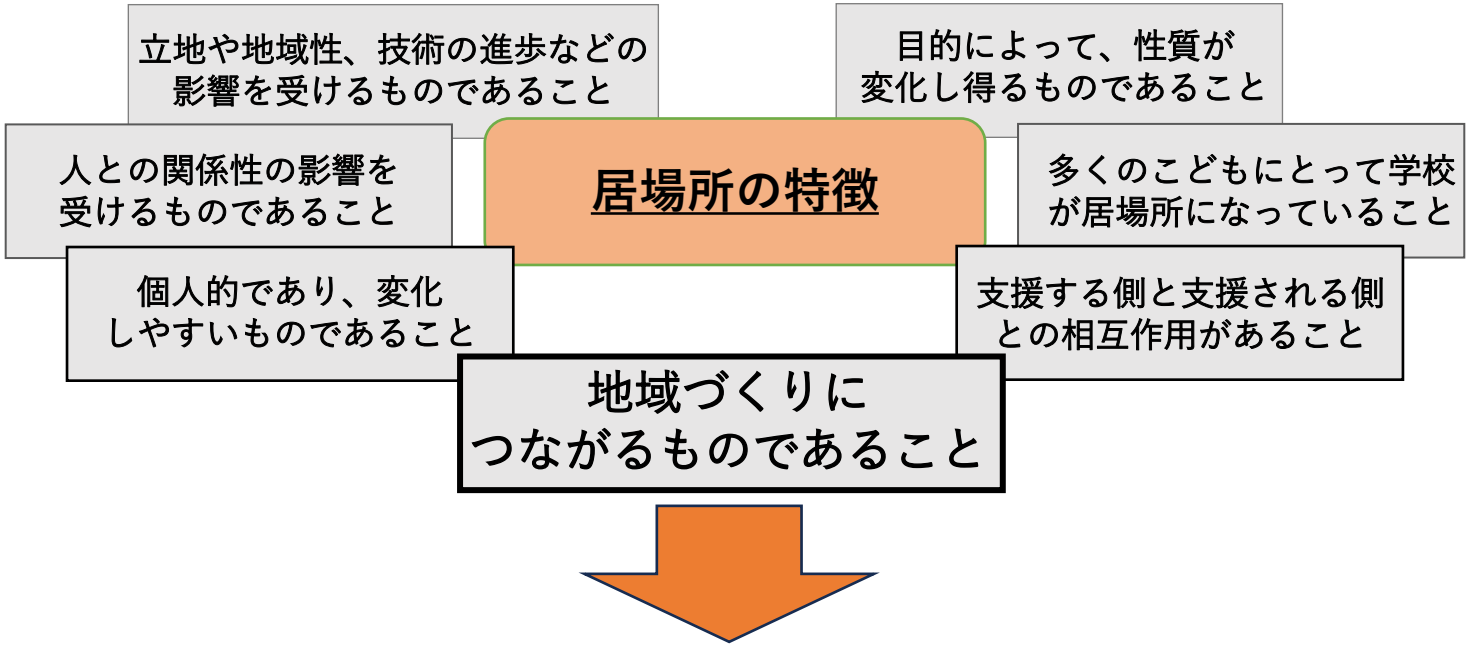
こどもの居場所づくり

こどもの居場所づくりに関する指針（概要） 令和5年12月22日 閣議決定

こどもまんなか こども家庭庁

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、**こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。**
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、**地域の中でこどもが育つことが困難**になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、**こどもを取り巻く環境の厳しさ**が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、**居場所への多様なニーズ**が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、**国としても一定の考え方を示すことが求められている**。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、**「こどもまんなか」の居場所づくりを実現**する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	• 居場所とは、**こども・若者本人が決めるもの**である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 • 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、**居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る**。 • こうした隔たりを乗り越えるため、**こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。**
こどもの居場所づくり推進の視点	 こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理 ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する
役割責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め**全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**である。

こどもの居場所の特徴（地域づくりとの関係性）



こども・若者の居場所が、こども・若者のみならず、その担い手にとっても、その場が自分の居場所となり、**地域における新たな交流やつながりを得られる場として機能している場合**もある。特に少子高齢化が進展する地方部においては、地域づくりの一手法としてとして地域住民の居場所づくりが進められている。

「こどもの居場所づくりに関する指針」
第2章　2. こどもの居場所の特徴　より抜粋

こどもたちのウェルビーイングにつながる居場所・体験の充実に向けて

こどもたちが多様な遊びや体験、人とのつながりを通じて、将来にわたってウェルビーイングを高めながら成長していくための基盤づくりを「未来への投資」として行うことが必要

- **地域のつながりの希薄化**や**少子化の進展**など社会構造の変化によりかつて自然に得られていた体験の機会が失われつつある中で、すべてのこどもが安心して過ごし、挑戦や成長の機会を得られる環境を整えることが必要。
- 「**こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日　閣議決定）**」においても、その必要性を確認した上で、「**様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接すること**」ができること、それにより「**全てのこども・若者の…健やかな成長や幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資すること**」を、居場所づくりを通じて目指す未来（理念）として掲げている。
- また、同指針は、居場所は「遊びや体験活動」を含む概念として整理している。

【参考】こども期の肯定的体験
（Positive Childhood Experiences：PCEs）

（肯定的体験の例）
- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ　　等

○　こども期に**肯定的な社会体験（PCEs）を重ねる機会を確保**することで、**すべてのこどもたちのウェルビーイングを支え**・**将来の地域社会での活躍の基盤**をつくる





日常的な安心できる関係性の中での体験の積み重ね
×
その中で見えてくる個々のこどもの主体性に基づく
挑戦機会・社会への接点

こども家庭庁（こどもまんなか） こどものウェルビーイング基盤整備事業（居場所・体験創出基盤事業）（仮称）

新規

令和９年度概算要求額　７億円

事業の目的

- こども期に**肯定的な体験（PCEｓ）を重ねる機会を確保**することで、すべてのこどもたちの**ウェルビーイングを支え**・**将来の地域社会での活躍の土台**をつくる。
- すべてのこどもにとって必要な居場所・体験機会を確保するために、**地域全体で多様なこどもの居場所づくり・体験提供を支え、こどもの居場所づくりや体験活動に取り組みやすく、また活動を継続しやすい環境**を実現する。

事業の概要

（１）地域の居場所・体験提供基盤の創出・強化（実施主体：都道府県・（市町村※下記②のみ））

児童館などの子育て支援施設、保育所等・学校、商業施設をはじめ、既に地域にある、こどもたちにとって身近な場所も活用しながら、こどもを単に支援の対象とするのではなく、こどもが地域・おとなと関わることや、主体的に活動することを通し、肯定的体験をできるように地域全体で取り組む。

①居場所・体験の提供

乳幼児期・学齢期を含めこどもが信頼できる他者（大人・仲間・先輩）と出会い・関係を深め、コミュニティへ所属するきっかけとなる居場所や体験を提供する地域の取組を支援

②地域の体制強化

こどものウェルビーイング向上を地域全体で支えるため、 はじめの100か月の育ちビジョンやこどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえ、官民の居場所づくり・体験提供の実践者の発掘・ネットワーク化や、民発の居場所づくり・体験提供を自治体の政策の中で活かす取組の枠組み化（相談窓口の設置・広報活動等）を展開する地域の取組を支援

【参考】こども期の肯定的体験
（Positive Childhood Experiences：PCEs）

（肯定的体験の例）
- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ　等



日常的な安心できる関係性の中での体験の積重ね
×
その中で見えてくる個々のこどもの**主体性に基づく挑戦機会や社会への接点**

（２）全国の居場所・体験提供の強化基盤の整備(実施主体：公募により民間団体等に補助)

居場所の質向上や居場所づくりの促進を図るオンライン動画の開発、官民の居場所づくり・体験提供の実践者が各地の工夫から学び合う集合型研修の実施により、居場所・体験の底上げを図る。

①オンライン研修コンテンツの開発
- 地域の様々な居場所の実践者向けに、こども対応にかかわる基礎的な知識（セーフガーディング・こどもの権利等）を学べるコンテンツの作成・提供
- 主に自治体担当者向けに、先行自治体の事例や時宜に応じた関連テーマ（例.防災×こどもの居場所）について学習できるコンテンツの作成・配信

②ケーススタディ・学び合いの機会創出
- 地域ブロック研修会（企画運営：全国事務局および各地域の官民の居場所づくりの実践者による運営委員会方式を想定。運営委員は他ブロックの研修会に参加することも推奨）
- 自治体担当者向け研修会（企画運営：同上、内容：先進地域の現場を他地域からの参加者とともに視察し、まちづくり政策・こども政策全体の中での政策的な位置づけを検討）

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業　こどものウィルビーイング向上のための体験・居場所づくりの基盤構築に必要な調査の実施

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）地域の居場所・体験創出基盤の創出・強化
【実施主体】都道府県(・市区町村※②のみ)
【補助率】国１/２、都道府県(・市区町村１/２)
【補助基準額案】都道府県3000万円(、市区町村350万円)

（２）全国の居場所・体験機会の創出・強化基盤の整備
【実施主体】民間団体等（公募により補助）
【補助率】　国　10／10
【補助基準額案】　5000万円

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業
【実施主体】民間団体等（①公募、②市区町村に補助）
【補助率】①国　10／10　②国　1/2、市区町村　1/2
【補助基準額案】①4,000万　②700万円

参考資料

・放課後児童クラブ運営指針

・こどもの居場所づくり

「放課後児童クラブ運営指針」の主な内容①

第１章　総則

○ 放課後児童クラブの役割 ・・・ 児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を考慮して育成支援（＝こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援）を推進し、学校や地域の様々な社会資源、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。
○ 放課後児童クラブは自ら進んでこどもの権利に関して学習を行うことや、運営主体は研修機会を保障することに努める。
○ 育成支援の基本的考え方 ・・・ こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図る。

第２章　事業の対象となるこどもの発達

○ 放課後児童クラブでは、放課後等にこどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
○ 児童期の発達の主な特徴を具体的に示している。
○ 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、こども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中でのこども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容

○ こどもが遊びや生活の中で、自身の権利を理解できるような環境や機会を設け、その内容について保護者にも周知するように努める。
○ 放課後児童クラブは、年齢が異なる等の多様なこども達が一緒に過ごす場であり、それぞれのこどもの発達の特徴やこども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
○ 性暴力防止のための啓発や、事業所内での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。
○ 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

①こどもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助　②こどもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
③こども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助　④日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
⑤こどもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
⑥こどもが自分の気持ちや意見を表現でき、その意見を反映する機会を設ける仕組みづくりや援助
⑦こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつ等の適切な提供
⑧こどもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
⑨放課後児童クラブでのこどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の主な内容②

○ 障害のあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む）への対応については、インクルージョン（包容・参加）の考え方に立ち、適切な配慮及び環境整備を行う中で放課後児童クラブでのこども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

○ 障害のあるこどもの受け入れ時や、学校の卒業等による放課後等デイサービスへの移行の際には切れ目のない支援となるようにこどもや家庭の状況等の把握、支援内容等の引継ぎによる円滑な移行に向けて関係機関等との連携を図ることが求められる。

○ 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。

○ 放課後児童支援員等は、こどもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、こどもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

第４章　放課後児童クラブの運営

○ 放課後児童クラブには、年齢等の状況が異なるこどもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、こどもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

○ こども集団の規模（支援の単位）は、こどもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々のこどもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○ 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所等との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

○ 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、こどもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

○ 放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後子供教室との連携型や校内交流型として実施できるように努める。校内交流型を実施する際であっても、それぞれの事業の趣旨を踏まえるとともに、放課後児童クラブとしてのこどもの生活の場の機能を担保する。

○ 専用区画を安定的に確保するまでの間、放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取決め等を行うように努める。また、育成支援にふさわしい環境とするように配慮する必要がある。

第５章　学校及び地域との関係

○ こどもの生活の連続性の保障は、学校、保育所、認定こども園、幼稚園等、地域、関係機関との連携が不可欠である。特に学校等との連携の際には、情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行う。

○ こどもの遊びの場と生活の場を広げるために、学校の校庭や体育館、余裕教室等を利用できるように連携を図り、コミュニティスクール等、学校、地域の関係者が連携・協働する機会に積極的に参画することが求められる。

「放課後児童クラブ運営指針」の主な内容③

○ 放課後児童クラブに通うこどもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織やこどもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等からこどもを守るため、地域住民と連携、協力してこどもの安全を確保する取り組みを行う。

○ 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通うこどもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

○ 放課後児童クラブを安全・安心な居場所とするため、基準に定められた安全計画を各事業所において策定し、総合的な対策を講じる。

○ 放課後児童クラブには、こどもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、こども１人につきおおむね1.65㎡以上を確保すること。また、こどもの遊びを豊かにするため、屋外遊びや運動遊びを行う場所や自然にふれあいながら過ごせる環境を確保することが求められる。

○ 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。

○ こどもがプール等に入水するようなことや、普段の放課後児童クラブでの活動と異なることを行う際には、安全管理に特に留意し、運営体制等が整わないと判断される場合は、中止する。

○ おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

○ 運営主体は市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて業務継続計画や具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年２回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

○ 災害後の復旧・復興においては、放課後児童支援員等やこども、保護者が、被災によって生活状況が変化している場合があるため、市町村や関係機関と連携し、必要に応じて人的支援や専門的助言等を求めることを検討する。

○ 取組等で公共交通機関等を利用する場合や自動車を運行した送迎支援等の際には、視認、点呼等による確実な所在確認を行う。

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

○ 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、こどもや保護者の人権に十分配慮し、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。また、事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定める。

○ 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

○ こどもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。

○ 運営主体は、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する。その際、放課後児童支援員等の経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮すること。

○ 運営主体は、その運営の内容について自己評価や第三者評価により、事業の質の向上につなげる。評価を行う際にはこどもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、その結果を公表するように努める。

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -

こどもまんなか
こども家庭庁
＊こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

● こども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。

＊こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

● こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**こども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感じるかどうか等は、本人が決めることである。
- そうした観点から、**こども・若者の声（視点）を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」**の３つの視点で整理した。

＊こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

“居たい”

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままでいられること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居たいだけ居られること
- 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと

“行きたい”

- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽に行ける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行くきっかけがあること
 （必要に応じて、こども・若者へアウトリーチで関わること）
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること
 （こども・若者自身が居場所に行く時間を選べること）

“やってみたい”

- いろんな人と出会えること
- 好きなこと、やりたいことができること
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること
 （自分の意見が反映されること）
- 一緒に学ぶ人、
 学びをサポートしてくれる人がいること
- いろんな機会があること
 （興味や希望に沿ったイベントがあること）
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

居場所の現状と課題、及び提言

-居場所に共通する課題と対応の方向性-

こどもまんなか
こども家庭庁
＊こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

課題1 居場所の安心・安全の確保

大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれることなく、
安心・安全な居場所を確保する必要がある。専門性や領域を横断しながら
コーディネートできる人材の不足等の課題もある。

課題2 こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者の声を聴き、適切に反映させる仕組みの整備や、
大人のこども・若者の権利に関する理解が不足している。

課題3 多様な居場所を増やすこと

地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、
地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材、
居場所の運営や経営を支援する人材等が不足している。

課題4 居場所とこども・若者をつなぐこと

地方部での居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を、
保護者やこども・若者が入手できる環境の整備が課題。
居場所につながりにくい層へのアプローチや、居場所につながるきっかけづくりとして
のアウトリーチ等も検討する必要がある。

課題5 居場所を継続すること

居場所の持続可能性を高める上で、居場所を運営する団体の
経営の安定性や、人材確保・雇用の安定化、居場所を運営する
人材への精神面などのケアの不足等の課題がある。

対応策1 こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者自身が自らの権利について学ぶ機会や、居場所づくりを行う大人
が、こども・若者の権利を理解し、守っていくことが必要。
こども・若者の声を聴き、適切に居場所づくりに反映させる仕組みや、
こども・若者とともに居場所をつくっていく仕組みの整備が必要。

対応策2 居場所における支援の質向上と環境整備

安定した人材確保や支援の質向上のため、
居場所において職務として直接支援に当たる者の処遇改善を図るとともに、
複合化する課題への対応等に向けた居場所間の連携や研修の充実、
居場所を運営する人材の精神面へのケア等が求められる。

対応策3 地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成への支援

地域のニーズを把握し、居場所づくりの担い手を含む資源の発掘・活用や、
地域づくりとの連携など、地域の居場所全体をコーディネートし、
多様な居場所を確保する人材が必要である。

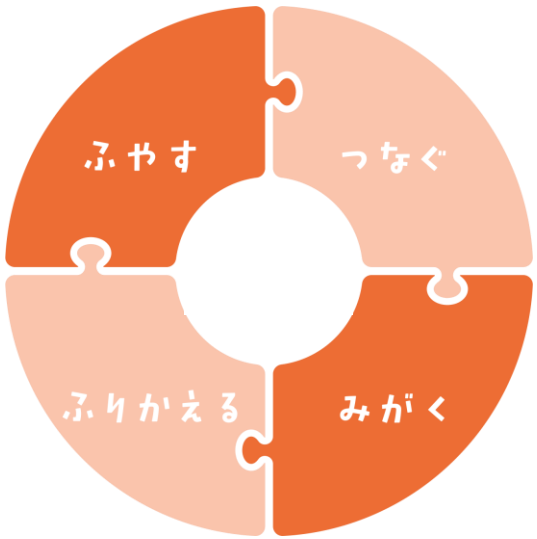
対応策4 居場所づくりに取り組む団体を支援する「中間支援団体」への支援

居場所づくりを担う団体等への支援と合わせ、安定的で質の高い
居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の
組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成を
サポートする団体の存在が必要である。

対応策5 官民の役割分担(共助・公助の組み合わせ)

これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を
踏まえること、同時に、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には
公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、居場所の性格や
機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である。

地域全体で取り組む



【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】を効果的に進めていくためには、地域全体で居場所づくりに取り組んでいくことが不可欠です。実践に関わる人など、一部の人だけで取り組もうとしても、その効果は限定的なものになるでしょう。多くの人に知ってもらい、応援してもらえるようになることが重要です。



ふやす

多くの人が関心を持つことで、取り組みを始め／続けやすくなります

つなぐ

話題にすることで、居場所づくりの情報は口コミで広がります

みがく

みんなでこども・若者の声を聴くことが、居場所をみがきます

ふりかえる

改善点や、次の課題について、みんなで意見を出し合いましょう

“ふやす”ためにできること（例）

	POINT 1 地域にあるものを使い、 より充実した居場所の実現を	POINT 2 居場所づくりを 新しく始めやすいように
地域が	実践者に対する、 地域資源の情報提供	居場所づくりの取り組みを 見守る、応援する
実践者が	既存の地域資源を把握し、 適切に活用	新しく始める人への ノウハウの共有
自治体が	こども・若者のニーズや 地域資源などの調査	立ち上げ支援、中間支援 団体を通しての支援

“みがく”ためにできること（例）

	POINT 1 こどもと一緒に「みがく」	POINT 2 おとな同士で「みがく」
地域が	こども・若者に関心を持ち、 声を聴く	実践者を含め、 地域住民同士で交流する
実践者が	こども・若者の声を基に 取り組みを見直し続ける	実践者同士でつながり、 意見交換をする
自治体が	こども・若者の声を施策に 反映する機会を設ける	地域全体の環境整備の ための施策を推進する

“つなぐ”ためにできること（例）

	POINT 1 こども・若者が居場所を 見つけやすくするために	POINT 2 こども・若者が利用する際の ハードルを下げるために
地域が	地域の取り組みを知り、 あちこちで話題に出す	身近なこども・若者と 情報共有する
実践者が	こども・若者に知って もらうための広報啓発	アウトリーチやオンラインの 実施など
自治体が	居場所づくりに関する マップの作製など	社会資源につながりにくい 人への対応など

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

成育局 成育環境課

＜こども政策推進事業費補助金＞令和８年度予算　７億円（９億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

・地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

・居場所に関する地域資源の把握

・居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

・その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】ⅰ）コーディネーター配置（１実施主体あたり）

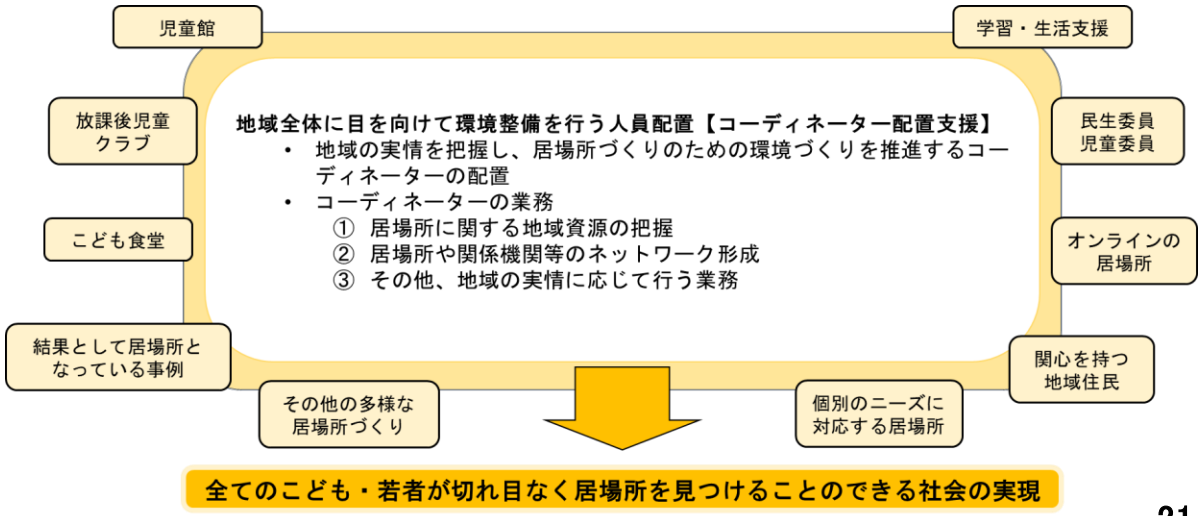
17,580千円（３名以上配置の場合）

11,846千円（２名配置の場合）

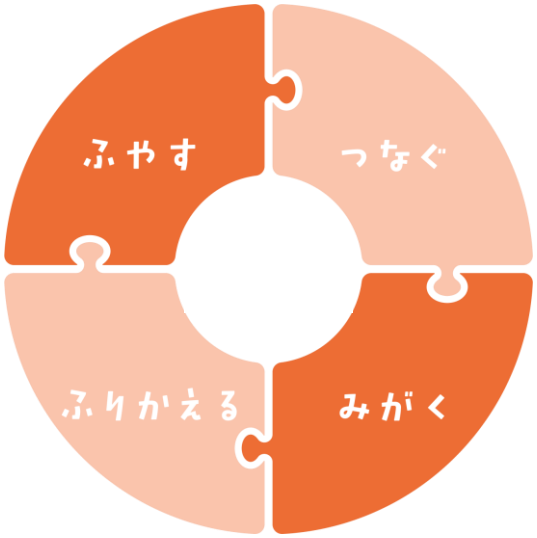
6,111千円（１名配置の場合）

ⅱ）居場所立ち上げ支援（１か所あたり）

50千円



こどもの居場所づくりコーディネーターの役割



地域の人々をつなぐコーディネーター

地域全体でこども・若者の居場所づくりに取り組むために、【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】の観点から、地域の実情を把握し、居場所づくりを進める「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置を推進しています。



「こどもの居場所づくりコーディネーター」の業務（例）
①居場所に関する地域資源の把握
②居場所や関係機関などのネットワーク形成
③その他、地域の実情に応じて行う業務